

# 中央公民館・勤労青少年ホーム・ 公会堂を利用したい方へ

公民館とは・・・

公民館には3つの役割があります。

- 1 集い 自主的な学習活動の支援
- 2 学び 生涯学習の中核支援
- 3 結ぶ 世代を超えた地域づくりの拠点



## ☆公民館は、地域の団体やグループが活動するために利用する施設です。

公民館は社会教育法において、「その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること」と定められているように、地域住民の団体やグループなどが活動や集会、スポーツなどをするための施設です。

このため、原則として郡山市内を中心に活動する地域団体が利用できますが、利用（活動）内容によっては利用できない場合があります。

## ○公民館等を利用できない活動

- ① 営利を目的として事業活動を行う、または他の営利事業を援助すること。
- ② 特定の政党の利害に関する事業を行う、または特定の候補者を支持すること。
- ③ 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。
- ④ 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ⑤ 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ⑥ 管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。

※勤労青少年ホームについては、上記①営利、②政治、③宗教でも利用することはできますが、具体的な利用例については個別に対応しますので、中央公民館へお問い合わせください。

このような場合は  
利用できません！



## ☆利用希望の場合は、お問い合わせください。

利用は原則として複数人の団体やグループとなり、個人では利用できません。

利用を希望する方は、利用者の活動内容が利用条件に適合しているかを確認した後に利用登録していただきます。

まずは利用目的や活動内容が分かる方が中央公民館にお問い合わせ・御来館ください。

裏面も  
あるよ



○お問い合わせや利用者登録の御来館は、その団体の活動内容等を説明できる方をお願いします。

中央公民館職員が活動・利用内容等を確認し、利用登録申請書や必要書類を記入していただきますが、この際、活動内容等について、いくつか質問をさせていただく場合があります。

○利用者登録が完了すれば、その場で利用申請ができます。

利用登録が終わり、利用希望日が決まっていたら、その場で利用申請ができます。

### ☆施設（貸室）の下見について

施設の下見については、事前に御連絡ください。

貸室状況や事業実施状況等により対応できない場合があります。

☆ご相談・お問い合わせ先 郡山市立中央公民館 電話：024-934-1212



公民館はみんなの施設です。

ルールを守って気持ちよく使用できるよう

ご協力をお願いします。